

東京ＢＲＴ株の乗合バスの運賃変更について

東京ＢＲＴ株式会社の乗合バスの運賃が令和 7 年 1 1 月 1 日より変更されます。

1. 事業者名： 東京ＢＲＴ株式会社（東京都江戸川区臨海町 1 丁目 4－1）
代表取締役社長 木下 良紀
2. 対象路線： 東京都内均一運賃区間の一般路線バス全路線
3. 変更後の運賃の内容

	現行運賃	変更後の運賃
○均一制運賃	220 円	250 円 (交通系 IC) 240 円

注) 今般の運賃の変更は、令和 7 年 8 月 21 日付で事業者から申請された上限運賃の変更認可申請について、申請のとおり認可（※）したことを受けたものです。実際に事業者が旅客から収受する運賃は、上記の通り、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなります。

〔※ 均一制：260 円 （平均改定率：17.0%）〕

4. 運賃変更の実施日（予定日） 令和 7 年 1 1 月 1 日（土）
5. 乗合バス事業者のホームページ・問い合わせ先
ホームページ URL： <https://tokyo-brt.co.jp/>
問い合わせ先：東京ＢＲＴ株式会社（TEL：03-3689-5011）

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課
担当 林、小川（良）、南
電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802
【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、都庁記者クラブ